



海と文化の交差点・共創のまち浜田

2005

5/15日号

No. 1380

広報

はまだ

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

E-mail: info@city.hamada.shimane.jp

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



4月21日(木)、市役所庁舎前において、あおい保育園児と市長により、鯉のぼりの掲揚が行われました。これは5月5日(祝)からの児童週間にあわせ、児童のすこやかな成長を願い行われたものです。園児の「こいのぼり」の歌とともに鯉が大空に舞いあがりました。

主な内容

◇こんにちは.....	2
◇みんなでつくろう! あんしん浜田。.....	5
◇島根県立大学ニュースvol. 20.....	10
◇月間! vol. 102こども美術館.....	14

浜田市市民憲章

昭和五十五年十一月三日制定

- わたくしたちは 日本海の美しい自然と
温かい人情を誇る浜田市民です
明るい豊かな浜田をつくるために この
憲章を定め力をあわせて進みます
- 一 きまりを守り よい習慣を育て
 - 一 きれいな住みよいまちをつくらします
 - 一 働く喜びをもち 産業をおこし
 - 一 豊かなまちをつくらします
 - 一 からだを鍛え 健康で
 - 一 平和な家庭をつくらします
 - 一 教養を高め 若い力を伸ばし
 - 一 清潔で活力あるまちをつくらします
 - 一 老人をうやまい こどもを大切にし
 - 一 明るい社会をつくらします

こんにちは

浜田市国際交流員 **張 穎** ちよう えい

私は中国山東省日照市の生まれです。日照は「日が出ると先に照らされる。」ということで名づけられ、中国山東半島の南に位置し、黄海を隔てて日本と臨み会っています。

浜田市と日照市は同じ港町ですし、緯度もほぼ同じです。気候や食べ物など似通ったところが多いし、特に皆さんが親切にしてくださったおかげで、最初の不安がいっぺんに吹き飛んでしまいました。浜田市に入ったとたん、「綺麗な町だな」と印象を持ちましたが、ごみを出すときの不便さと面倒さを感じてから、はじめて浜田

市民は環境保全のためにどのような努力をしてきたかが分かってきました。一人一人の協力がなければ、どんなに自然に恵まれていても、駄目なのでしょう。

自然環境豊かな日照市は緑の町作りに力を

いれておりますが、この面でもよい参考になるだろうと思っております。これから中国の歴史や文化などを皆さんに紹介しながら日本への理解を深め、日本のよい点や優れたやり方を中国の人々に伝えたいと思っております。

これから一年間、よろしくお願いいたします。



国保

国保料の2割軽減の申請

国民健康保険料の2割軽減制度を今年度も実施します。

2割軽減を受けるには、平成17年1月から5月までの収入状況などの申請が必要となります。2割軽減に該当すると思われる世帯には、申請書を送付します。

5月31日(火)までに必要事項を記入のうえ申請してください。

【2割軽減の制度とは】

国民健康保険に加入している世帯で、加入者全員の前年の所得金額の合計額が次の所得金額以下の場合には、保険料のうち均等割額・平等割額が2割軽減される制度です。病院窓口での医療費支払額が軽減される制度ではありません。

加入人数	世帯の所得金額
・1人	68万円以下
・2人	103万円以下
・3人	138万円以下
・4人	173万円以下
・5人	208万円以下

以下、1人加入ごとに35万円を加えた額となります。

問い合わせ先 税務課市民税係
窓口⑦・⑧ (☎内線132)

市税・国保料などの納め忘れはありませんか

徴収課では、仕事などで忙しく、平日の窓口開庁時間内に市税・国民健康保険料が納められない人や、事情により納期限までに納付することが困難な人のために、平日の夜間納付相談窓口を次のとおり開設します。

この機会をぜひご利用ください。

日時 5月16日(月)～20日(金)・23日(月)～27日(金)

いずれも午後8時まで

場所 市役所1階徴収課(◎番窓口)
※ 市庁舎川側地階の入口よりお入りください。

問い合わせ先 徴収課徴収係
(☎内線124、125)

相談

年金相談

仕事などで忙しく、平日の昼間に年金相談できない人への相談窓口を開設します。

【時間延長】

日時 5月23日(月)、6月13日(月)、27日(月)

午後7時まで

【休日開設】

日時 6月11日(土)

午前9時30分～午後4時

持参するもの 年金手帳または年金証書

場所 浜田社会保険事務所
問い合わせ先

浜田社会保険事務所
(☎②0672)

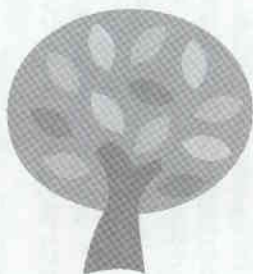
退職金

退職金づくりは「中退共」で

中小企業において退職金制度を設けたい場合は、安全・確実・有利な国の退職金制度「中退共制度」をご利用ください。

問い合わせ先

中小企業退職金共済事業本部
(☎03・3436・0151)



県政

知事が語る 県政改革

昨年度策定した中期財政改革基本方針を受け、これに沿ったはじめての予算が今年度スタートします。

県としては、この改革を実現するためには県民の理解と協力が不可欠であり、これまで以上に県民との対話を重視しながら県政運営を行わなければならないと考えています。

第407回浜田市議会定例会日程(予定)

会期 平成17年6月3日～6月17日

6月3日(金) 開会 提案説明
6日(月) 一般質問
7日(火) 一般質問
8日(水) 一般質問
9日(木) 議案質疑
10日(金) 議案質疑
13日(月) 常任委員会
14日(火) 常任委員会
15日(水) 特別委員会
17日(金) 表決

なお、日程については、予定であり、開会一週間前に正式に決定されます。

また、上記日程中、各会議の傍聴はすることができますが、6月13日～15日の各委員会への傍聴は、1人1日1委員会、かつ1委員会につき3人までで、会議開会時刻(通常午前10時)までの先着順です。

聴覚障害のある人の議会傍聴(本会議のみ)のため、『手話通訳者など』の派遣をしています。

つきましては、原則として傍聴希望日の7日前までに、議会事務局へお申し込みください。

なお、手話通訳者などの都合などにより、希望の日に派遣できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

一般質問の様子は、当日の午後5時からケーブルテレビの「いわみコミュニティチャンネル」で放送される予定です。

問い合わせ先 議会事務局(☎内線516)

特に、改革に沿った予算執行

初年度は重要な意味を持つことから、知事自ら地域に出向き、自身の思いを語り、県民の声に耳を傾ける機会を設けることとします。

浜田会場

日時 5月20日(金)

午後6時～7時30分

場所 浜田合同庁舎大会議室

定員 約90人

※ 各会場とも、説明60分程度・意見交換30分程度

参加方法 どなたでも参加でき

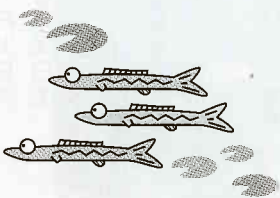
ます。(申込不要)

問い合わせ先 県政策企画監室

政策スタッフ(☎0852-22

6322・5959、FAX08

522-6034)



社会保険事務所からのお知らせ

○平成17年度の国民年金の保険料は月額13,580円です。

保険料は忘れずにきちんと納めましょう。

納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されたり、年金が受けられなくなることがありますので納付期限を守って必ず納めてください。

保険料の納付期限は、翌月末日です。

○保険料の納付は、便利で安心な「口座振替」をおすすめします。

平成17年4月からは、口座振替の早割制度が始まりました。これは1か月早く納めることにより月々40円の割引となります。

○年金額のお知らせ

国民年金や厚生年金などの公的年金では、消費者物価指数の変動に応じて年金額が変更されていますが、平成17年度は、年金額の改定は行われず、平成16年度と同じで別表のとおりです。

平成17年度の年金額		
新法年金	老齢基礎年金	794,500(66,208)
	障害基礎年金(1級)	993,100(82,758)
	(2級)	794,500(66,208)
	遺族基礎年金(子1人)	1,023,100(85,258)
	基本加算	794,500(66,208)
旧法年金	10年年金	482,700(40,225)
	5年年金	410,800(34,233)
福祉年金	老齢福祉年金	407,100(33,925)

単位:円()内は月額

農地転用

農地転用の申請 農用地区域からの 除外申出

最近、農地の転用許可を受け
ないで転用をされるケースが見
受けられます。

農地を農地以外の目的（個人
住宅・駐車場・資材置場等）に
転用される場合には、許可申請
が必要です。

申請の受付は農業委員会です。随
時行なっておりますので、許可
を受けてから、農地転用を行っ
ていただきますようお願いしま
す。

なお、許可を受けた土地の農
地転用が完了した際には、報告
書の提出もお願いします。

転用される農地が、農用地区
内にある場合は、事前に除外申
出書の提出により、当該地域か
ら外す手続きが必要となりま
す。

この受付は、年2回、5月末
と11月末が締め切りとなってい
ますのでご注意ください。

問い合わせ先

転用関係 農業委員会

(☎内線2335)

除外申出書 農林課

(☎内線2334)

土地

市有地を 売却します

個人住宅地の供給および中小
企業者の事業用地取得促進のた
め、市有地を公募・抽選により
売却します。希望者はお申し込
みください。

○申込条件（抜粋）

住宅用地（店舗併用を含む）と
して購入する場合

・日本国籍を有する個人または
法律により永住許可を受けて
いる外国人。

・1世帯1人1区画

事業用地として購入する場合

・中小企業基本法第二条に定め
る中小企業者に該当する法人
で、浜田市内に事業所がある
かもしくはこの公募で取得し
た土地で事業所を開設する法
人であること。

・個人にあつては、浜田市内に
住所を有すること。

・複数区画の申し込みができま
すが、抽選で複数区画当選し
た場合は、複数区画契約して
もらいます。

※ いずれも市税の滞納がない
こと。

申込期限

第1回 5月31日(火)

第2回 6月30日(木)

第3回 7月29日(金)

第4回 8月31日(水)
第5回 9月30日(金)

※ 買い受け希望のない区画に
ついては、第5回まで順次申
し込み期限を延長します。
※ 詳細はお問い合わせくださ
い。

申し込み・問い合わせ先
管財課 (☎内線252)

	箇所名	現況地目	実測面積	価格	(参考) m ² 単価
①	田町1588番地1	宅地	159.78m ²	11,791,000円	73,800円
②	田町1523番地	宅地	183.19m ²	16,761,000円	91,500円
③	元浜町231番地7	宅地	149.91m ²	7,495,000円	50,000円
④	相生町2139番地17	宅地	178.79m ²	9,887,000円	55,300円
⑤	上府町イ2686番地	宅地	428.22m ²	15,415,000円	36,000円



みんなでつくろう！あんしん浜田。

交通安全総点検ダイジェスト① あんしん歩行エリアについて

●あんしん歩行エリアとは？

市では、平成15年度より、誰もが安全で安心して歩くことのできる歩行空間ネットワークの構築を目指して、右図の地区において「あんしん歩行エリア」をつくっています。

右図の地区は、全国と同様規模の市街地と比べ、全国平均の1.2倍を超える人身事故件数が発生しています。

この地域において、平成15年度より5年間で
○死傷事故件数を約2割抑止
○歩行者・自転車の死傷事故件数を約3割抑止
を目標に関係各機関と連携して、様々な交通安全対策を行っていきます。

「あんしん歩行エリア」



●交通安全総点検でどんなことをしたの？

- 第1回 危険箇所を調べる！
まち歩き点検とヒヤリハット地図の作成
 - 第2回 安全対策を考える！
エリア内の課題と安全対策の提案
 - 第3回 安全対策のまとめ！
ハード対策の確認とソフト対策の提案
- 市街地の東部・中部・西部の詳細について今後の広報で紹介していきます。

※上記エリアH15の人身事故

	件数	重傷	軽傷
全人身事故	43	1(1)	42(47)
うち車対自転車	10	1(1)	9(9)
うち車対歩行者	5	0(0)	5(5)

()内は人数

問い合わせ先 建設整備課土木係 (☎内線424)

防災

防災・水防訓練

豪雨災害が発生しやすい梅雨を前に、災害時の役割や活動の手順を確認するために防災・水防訓練を行います。

この訓練では行政機関ばかりでなく、各町内の防災会や防災ボランティアの訓練も予定しています。

訓練参加者や見学者を募集していますので、希望者はお問い合わせください。

※ 当日は防災行政無線の放送訓練のほか、防災ヘリコプターによる救出訓練なども予定しています。訓練会場周辺の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

訓練内容 水防、避難、救出救護、消火、応急手当など

日時 6月5日(日)

午前8時30分～正午ごろ

場所 下府川河川防災ステーション(下府町)

問い合わせ先 浜田地区消防本部警防課 (☎②0119)

総務課防災交通係

(☎内線325)



一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請(物品・役務の提供)の受付について

「物品・役務の提供」の入札参加資格審査申請を随時受付しています。申請要領・様式は浜田市ホームページに掲載しています。今回は試行的に実施するもので、有効期限は平成17年度末までとなります。
受付場所・問い合わせ先 管財課入札管理係 (☎内線251)